福島県過疎・中山間地域振興条例 の趣旨等について

平成17年3月

(下線部:平成25年10月改正)

福島県議会事務局

福島県の過疎・中山間地域は、豊かな自然環境に恵まれ、県土の保全、水源のかん養、災害の防止等の多面的かつ公益的な機能を発揮するとともに、県民生活の向上に重要な役割を果たしている。

また、その豊かな水と緑が織りなす美しい景観と、その地域が有する特色ある伝統 文化は、本県の貴重な地域資源となっている。

しかしながら、社会及び経済状況の変化による少子高齢化の進行、農林水産業等の 経済活動の減退等は、急激な過疎化を招き、深刻な担い手不足、集落機能の低下、耕 作放棄地の増大、森林の荒廃等が大きな社会問題となっている。

<u>こうした中で発生した東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方</u> <u>太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)は</u> 、本県の過疎・中山間地域に重大な影響をもたらした。

特に、原子力災害による放射性物質の影響は、森林などの自然環境、食料や水など の生活環境、農林水産業、商工業、観光業等に大きな被害をもたらしており、過疎・ 中山間地域の抱える課題を更に深刻なものにしている。

併せて、近年、豪雨災害などの自然災害が大規模化していることから、その影響により本県の過疎・中山間地域は、更に厳しい状況に置かれている。

こうした状況の下、<u>東日本大震災や自然災害の影響を克服し、</u>本県の過疎・中山間 地域を活力ある地域として再生し、ゆとりと豊かさの実感できる生活を実現すること 、並びに地域の豊富な資源とそこで培われてきた伝統及び文化を生かした魅力と個性 のある地域づくりを図ること<u>など、本県の過疎・中山間地域の復興再生に向けた重点</u> <u>的な施策を迅速に展開すること</u>が重要な課題となっている。

これらの課題に対応し、過疎・中山間地域の振興を図るためには、県民一人一人の 理解と協力が不可欠であり、美しいふるさとに誇りを持つとともに、その豊かな恵み を守り育てていくことの大切さを、共通して認識することが最も重要である。

このような考え方に立って、過疎・中山間地域の課題の解決に向けた方策を明らかにするとともに、これらの地域が有する貴重な資源と重要な機能を将来に引き継ぐために、この条例を制定する。

【趣旨・解釈】

1 福島県は、これまでも過疎・中山間地域の振興を図るため、様々な施策を行ってきたが、過疎・中山間地域の振興を図る上位規程としての条例が無く、過疎・中山間地域を意識した取組は限られていた。その結果、一定の成果は認められるものの、これらの地域は急速に活力を失っていくことが懸念されている。

しかし、過疎・中山間地域が持つ大きな力とそこに住む人たちの知恵、そして、 県民の協力をうまく組み合わせれば、これらの地域を活力ある地域として再生して いくことは可能であると考える。また、この地域が持つ多面的かつ公益的な機能は、 都市に対する包容力とも言えるものであり、過疎・中山間地域の機能維持がなされ ない限り、都市部の安全・安心は無いと考える。つまり、過疎・中山間地域と都市 部、この二つの力をうまく組み合わせ、共に引き上げることが重要である。

このような認識に立ち、前文では、今後の過疎・中山間地域の振興を図るうえで の基本的な理念を規定した内容となっている。

2 平成23年3月11日に発生した東日本大震災(平成23年3月11日に発生した 東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下 同じ。)及び近年、大規模化している自然災害が、県内の過疎・中山間地域に与え た影響に対する認識を明らかにした上で、東日本大震災の発生などにより生じた課 題を解決するための施策展開の重要性を示している。

第1条(目的)

(目的)

第1条 この条例は、過疎・中山間地域の振興に関する基本方針を定め、その実現を 図るための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで住みよい調和の とれた持続的に発展する地域社会の実現に資することを目的とする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、この条例制定の目的を明らかにしたものである。
- 2 「豊かで住みよい調和のとれた持続的に発展する地域社会の実現」とは、県土の 約8割を占める過疎・中山間地域の振興を図ることにより、県全体を発展させてい こうという趣旨である。すなわち、ここで言う「地域社会」とは、過疎・中山間地

域に限定された地域社会ではなく、県全体を指している。

第2条(定義)

(定義)

- 第2条 この条例において「過疎・中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第2条に規定する山村
 - (2)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する 法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
 - (3) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規 定する過疎地域
 - (4)前3号に掲げるもののほか、それらの地域に類する地域として規則で定める地域

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、この条例が対象とする地域的概念である「過疎・中山間地域」の定義規 定である。
- 2 県が策定した「福島県過疎・中山間地域振興戦略」(以下「戦略」という。)で対象とする地域と本条例で対象とする地域は、同じ範囲を想定しており、本条例と「戦略」が軌を一にして、本県の過疎・中山間地域の振興に資することを目的としている。

【運用方針】

- 1 第4号で規定している「それらに類する地域として規則で定める地域」とは、下記の地域である。
 - (1)農林業センサス規則(昭和44年農林省令第39号)に基づき実施する農林 統計における中間農業地域又は山間農業地域
 - (2)福島県市町村振興基金貸付規則(昭和63年規則第30号)第2条第1項に 規定する準過疎地域振興枠に係る市町村
- 2 第4号では、条例施行時点で対象となる70市町村(地域)が、法令等の改正・ 市町村の合併等により、「定義」からはずれる場合でも、引き続き、本条例により

支援が必要と認められる場合は継続して支援していくべきことも、念頭に置いている。

第3条(基本方針)

(基本方針)

- 第3条 過疎・中山間地域においては、地域の将来は自らが決定するとの基本的な考 えに基づき、その地域に居住する住民(以下「住民」という。)の自主的かつ主体 的な取組の促進が図られなければならない。
- 2 過疎・中山間地域においては、地域の実情に応じた生活基盤の整備が図られると ともに、住民の自主的活動を通じた集落機能の維持発展と安全で安心な地域づくり が図られなければならない。
- 3 過疎・中山間地域においては、地域における既存の産業の魅力が高められるとと もに、地域固有の資源を活用した新たな産業の創出が促進されることにより、自立 と共生による安定した生活ができる地域づくりが図られなければならない。
- 4 過疎・中山間地域においては、豊かな自然環境の中で地域に対する新たな価値が 見いだされることにより地域間交流が促進され、県民の相互理解が深められるとと もに、交流と連携による地域づくりが図られなければならない。
- 5 過疎・中山間地域においては、地域が守りはぐくんだ緑豊かな自然、伝統及び文 化の継承並びに地域づくりの担い手の育成が図られなければならない。
- 6 過疎・中山間地域においては、前各項に掲げるものに加え、東日本大震災による 被害及び影響を克服するための取組による地域づくりが図られなければならない。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、過疎・中山間地域の振興を図るうえで、県民、市町村、県、すなわち、 福島県の過疎・中山間地域の振興に関わる全てのものが共有する基本方針について 定めたものである。
- 2 第1項「住民の自主的かつ主体的な取組」は、基本方針の中でも特に重要な規定であり、他の4つの基本方針(安全・安心な地域づくり、安定した生活ができる地域づくり、交流と連携による地域づくり、文化の伝承と地域づくりの担い手の育成)

全てに係る基本的な考え方である。

3 第6項は、東日本大震災の影響等を克服することで、地域づくりが図られるべき との視点を追加したものである。

第4条(県の責務)

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に規定する基本方針にのっとり、国と連携し、かつ、過疎・中山 間地域を有する市町村(以下「市町村」という。)の自主性を尊重し、過疎・中山 間地域の振興に努めるものとする。
- 2 県は、国に対して過疎・中山間地域の振興に関する施策の提言を行うよう努めるものとする。
- 3 県は、過疎・中山間地域が有している多面的かつ公益的な機能について、県民の 共通理解が得られるよう努めるものとする。
- 4 県は、住民が自主的かつ主体的に地域の課題の解決に取り組むために必要な情報の提供等の支援に努めるとともに、その課題の解決に向けた住民からの提案を積極的に受け入れるよう努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、過疎・中山間地域の振興における県の責務を規定したものである。第4項では、県は住民からの提案を積極的に受け入れるよう努めることを明記している。 【運用方針】
 - 1 過疎・中山間地域の振興で県の果たす役割は、大きく二つに分けられる。一つは、住民自治の考え方に依るもので、住民の自主的かつ主体的な取組を積極的に支援していくということであり、この考え方は、県の「戦略」においても明確に打ち出されている視点である。もう一つは、団体自治の考え方に依るもので、その住民の自助努力だけでは限界がある地域に対し、県の行政が主体性を持って手助けしていくということであり、この視点も依然として重要である。県においては、これら二つの役割に配慮した、バランスの取れた施策の展開が望まれる。

第5条(市町村の役割)

(市町村の役割)

第5条 市町村は、住民の意見を尊重し、かつ、県と連携し、過疎・中山間地域の振興に関する施策を、計画的に実施するよう努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、過疎・中山間地域の振興において、過疎・中山間地域を有する市町村が 果たすべき役割を規定したものである。
- 2 いうまでもなく、過疎・中山間地域の振興を実効あるものとして推進していくためには、広域的団体としての県と基礎的団体としての市町村が、各々の役割を分担し、連携・協調して一体となって課題の解決に取り組んでいかなければならない。本県においては、過疎・中山間地域の範囲が極めて広範に及び、県が総合調整機能を発揮することが不可欠であり、その責務は第4条に示されているとおりである。一方、基礎的自治体としての市町村は、当該区域の過疎・中山間地域の振興を図る場面においては、第一義的な責任があることは自明の理である。このことを踏まえつつ、各市町村の過疎・中山間地域が置かれた条件はそれぞれに異なっている実情があることから、本条においては、市町村の役割を一般的規定として定めたものである。
- 3 第4条(県の責務)で、「県は市町村の自主性を尊重し、過疎・中山間地域の振興に努めるものとする」と定めているところであり、本条は、この場合の県が尊重すべき市町村の自主性の内容を定めた規定でもある。もとより、県と市町村はイコールパートナーであり、本条例の運用に当たっては、その点が留意されなければならないことは言うまでもない。

第6条(県民の役割)

(県民の役割)

第6条 県民は、過疎・中山間地域の有する多面的かつ公益的な機能に対する関心を 高め、その理解を深めるとともに、過疎・中山間地域の振興への協力とその取組へ の参加に努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、過疎・中山間地域の振興において、県民が果たすべき役割を規定したものである。
- 2 本条は、過疎・中山間地域に居住する住民(以下「住民」という。)を含め広く 県民一般を対象にその役割を規定している。一方で、住民の役割は、「基本方針」 で自主的かつ主体的に当該地域の振興に努める旨規定しているので、本条は、主に 住民以外の県民を念頭に置いた規定となっている。
- 3 この条例は、県議会で制定するものであるが、県民は、共にこの条例を育てるという気持ちで、解釈・運用されることが期待されている。県民の参加を明記した点には、そのような意味も込められている。

第7条(生活基盤等の整備促進)

(生活基盤等の整備促進)

- 第7条 県は、過疎・中山間地域において、生活環境の改善を図るため、道路の整備 及び維持、上水道及び下水道等の整備並びに情報通信基盤の整備その他必要な措置 を講ずるものとする。
- 2 県は、過疎・中山間地域において、安全で安心な生活を確保するため、治山、治 水及び防災に係る機能の強化その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、過疎・中山間地域において、健康の維持増進のため、保健、医療及び福祉 の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、第3条(基本方針)第2項に対応する県が行うべき具体的な施策の推進について規定したものである。
- 2 第1項「下水道等」には、農業集落排水事業等も含む。
- 3 第7条から第13条まで共通に言えることであるが、これらの施策の推進により、 過疎・中山間地域の多面的かつ公益的な機能が維持・増進されることを想定している。

【運用方針】

1 「生活基盤等の整備促進」には、道路網整備による病院等拠点施設・高速交通結

東点等への利便性の向上、公共交通機関の維持存続等への取組も想定されている。

第8条 (産業の振興)

(産業の振興)

- 第8条 県は、過疎・中山間地域において、自然環境と調和した農林水産業及び地場 産業等の振興を図るため、新たな特産品の研究開発の取組を支援し、並びにその消 費及び利用促進に必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、過疎・中山間地域において、農林水産業及び地場産業等の経営の安定及び 多様化を図るため、県の関与に係る低金利の貸付制度その他の金融制度の充実及び 産業基盤の整備に関する情報の提供の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨・解釈】

1 本条は、第3条(基本方針)第3項に対応する県が行うべき具体的な施策の推進 について規定したものである。

第9条(地域間交流と連携の促進)

(地域間交流と連携の促進)

- 第9条 県は、過疎・中山間地域において、地域資源を有効に活用した新たな観光に 係る資源の開発並びに地域の主体的な交流及び連携の事業の促進を図るため、必要 な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、過疎・中山間地域におけるグリーン・ツーリズム(農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第2条第1項に規定する農村滞在型余暇活動及び同条第2項に規定する山村・漁村滞在型余暇活動をいう。)等の地域活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨・解釈】

1 本条は、第3条(基本方針)第4項に対応する県が行うべき具体的な施策の推進 について規定したものである。

- 2 過疎・中山間地域は、都市部の人々が、地震等何らかの非常事態が生じた場合の 避難場所として安心感を与えられる地域であって欲しいと考える。そのためには、 この地域は安心であるという過疎・中山間地域からのPRだけでは不十分で、都市 部の人々が実際にその地域に行って、その地域の良さを体感していただくことが重 要である。本条には、そのような趣旨も込められている。
- 3 「グリーン・ツーリズム等の地域活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。」の「必要な措置」には、規制緩和を積極的に進めることが含まれる。

第10条(担い手の育成等)

(担い手の育成等)

- 第10条 県は、過疎・中山間地域において、自主的かつ主体的に地域づくりを進める 担い手の育成を図るため、定住の促進、研修機会の拡充その他必要な措置を講ずる ものとする。
- 2 県は、過疎・中山間地域に根差した伝統及び文化を尊重し、それらの維持、継承 及び再生を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、第3条(基本方針)第5項に対応する県が行うべき具体的な施策の推進 について規定したものである。
- 2 今は途絶えて無くなっている伝統及び文化もあり、それらを復活させていくことも重要であることから「再生」という表現を用いている。

第11条(持続可能な地域社会の実現等)

(持続可能な地域社会の実現等)

第11条 県は、持続可能で誰もが安心して生活することができる地域社会の実現を図るため、過疎・中山間地域において、<u>再生可能</u>エネルギーの研究開発への取組その他資源の有効活用の促進に取り組むとともに、地域特有の資源の供給、豊かな自然環境及び景観の保全等過疎・中山間地域が有する機能の維持増進その他必要な措置

を講ずるものとする。

2 県は、県民の自然環境に対する理解を深めるため、過疎・中山間地域の自然を活用した環境に関する教育的な取組その他必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨・解釈】

1 本条は、第3条(基本方針)には対応していないものの、県が行うべき具体的な施策として、これからの時代に欠かせない、また、過疎・中山間地域がその役割の大きな部分を占めるであろう、<u>再生可能</u>エネルギーの研究開発への取組その他について、特に一条を設けて規定したものである。

第12条(東日本大震災による被害等の克服)

(東日本大震災による被害等の克服)

第12条 県は、過疎・中山間地域における東日本大震災からの迅速な復旧、復興を図るため、生活基盤の整備、豊かな自然環境の回復、地域社会の維持・再生、これまでの常識にとらわれない大胆な発想に基づく産業の創出その他必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、第3条(基本方針)第6項に対応する県が行うべき具体的な施策の推進 について規定したものである。
- 2 「これまでの常識にとらわれない大胆な発想に基づく産業の創出」の中には、従来からの過疎・中山間地域のイメージから脱して、これまでのレベル以上の取組を 進めていく必要性が込められている。

第13条(その他の措置)

(その他の措置)

第13条 第7条から前条までに掲げるもののほか、県は、過疎・中山間地域の振興の ために必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨・解釈】

1 本条は、新たな対応が必要な場面にも県の施策として対応できるようにしておく ために置いた規定である。

第14条 (地域づくり計画の策定)

(地域づくり計画の策定)

第14条 住民、集落及び特定非営利活動法人その他の団体(以下「集落等」という。)は、県との連携及び協力による過疎・中山間地域の振興を目的として、地域の 実情を反映した地域づくりに係る計画(以下「地域づくり計画」という。)を策 定することができる。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、集落等は、自ら、県との連携及び協力を目的として、地域づくり計画を 策定することができることを明記したものである。
- 2 地域の実情は、その地域に住んでいる住民が一番良く把握しているものであり、 その住民自らが地域の将来展望を築く取組に自主的かつ主体的に取り組めるよう、 本条を置いている。なお、この「地域づくり計画」は、住民により近い県の組織で ある地方振興局単位で集約していくことを想定している。

【運用方針】

1 「地域づくり計画」の具体的な処理の仕方については、県の運用に委ねる。

第15条(集落等に対する支援)

(集落等に対する支援)

- **第15条** 県は、集落等が地域づくり計画を策定した場合において、当該地域づくり計画が他の模範として適当と認めるときは、当該集落等との連携及び協力により、その実現に努めるものとする。
- 2 県は、集落等が地域の振興に関する事業を自ら企画して実施しようとするときは

当該事業に対して支援を行うよう努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 県では、これまでも地域づくりサポート事業などの住民参画・協働型地域づくり事業を実施しているが、それらはいずれも要綱等の行政内部の定めによるものであり、事業の継続性を担保するものとしては必ずしも十分なものではないと言える。こうしたことから、本条は、第4条(県の責務)第4項及び前条の規定を受け、地域の振興は住民を主体とし、住民との協働により、推進していくことを明文をもって規定し、住民からの提案に法的な根拠を与えたものである。なお、県の具体的な支援方策は、各種施策の展開に委ねられることになるが、その展開に当たっては、地域の自主的かつ主体的な取組を最大限尊重するとともに、施策間の連携を図り、効果的な執行に努めることが求められる。
- 2 県が集落等に対する支援を行う意義は、弱い地域を点として置いておくのではなく、県のバックアップで、それらを線とし、面としていくことで、一カ所では弱い地域も連携により強くなっていくことが期待出来るからである。
- 3 第1項の「他の模範」となる計画とは、県内の他の地域においても参考となる、いわゆるモデル計画となり得るものであり、更に、他の地域において地域づくりへの意欲を起こさせるような、より波及効果の高い計画が想定されている。

【運用方針】

- 1 集落等に対する県の具体的な支援方法については、県の運用に委ねる。
- 2 県では、これまでも各種の住民参画・協働型地域づくり事業を実施しているが、 取り扱い等が各部によって様々であることから、県民にとっては分かりづらく、か つ、非効率といった面も否定できない。また、今後は、地域経営に責任を持つ地方 振興局が中心となって、各種事業間の連携強化を図り、より効率的な執行に改善す べきと考える。そうした観点から、将来的には、各種の住民参画・協働型地域づく り事業は、本条第2項の趣旨に則り一本化する等、県民にとって分かりやすい事業 へ再構築されることが望まれる。

第16条(推進体制の整備)

(推進体制の整備)

第16条 県は、過疎・中山間地域の振興に関する施策を関係部局の緊密な連携の下に 推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、過疎・中山間地域の振興に関する施策を推進するに当たって、県は必要な体制の整備に努めることを確認的に規定したものである。
- 2 県の施策を推進するに当たっては、出来るだけ住民に近い所で住民の声を反映させながら、住民の立場に立って、行われなければならない。そのためには、出先機関等の現場を重視した組織体制の構築に向けて絶えず見直ししていくことが求められる。
- 3 より住民に近い出先機関の機能強化、特に地方振興局には政策機能の強化も期待 されている。

【運用方針】

- 1 各地方振興局単位に経営戦略会議を設け、専任の職員を配置することにより、住 民に対しての一元化された窓口の役割を果たすことを想定している。
- 2 長野県で実施している人的支援を含めた市町村の機能補完としての県の役割を、 今後の研究課題として検討すること。

第17条 (財政上の措置)

(財政上の措置)

<u>第17条</u> 県は、過疎・中山間地域の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【趣旨・解釈】

1 本条は、過疎・中山間地域の振興に関する施策を推進するため、県は必要な財政上の措置を講ずべきであることを確認的に規定したものである。

【運用指針】

1 第16条に規定する推進体制の整備とあいまって、予算面では、地方振興局で企 画立案したものを、県としてオーソライズし、部局横断的に優先的に予算を付ける システムを構築しようとする取組は、大いに評価出来るので、その考え方を推進す ること。

2 島根県で実施している財源確保のための基金の設置を、今後の研究課題として検討すること。

第18条 (年次報告)

(年次報告)

第18条 知事は、毎年、福島県議会に、過疎・中山間地域の振興について講じた主な 施策に関して報告しなければならない。

【趣旨・解釈】

- 1 本条は、県が過疎・中山間地域の振興のために講じた主な施策を県議会に報告することを知事に義務付けた規定である。
- 2 この年次報告により、過疎・中山間地域の振興に関する施策についての県民の理解を促進させることが本条の目的であり、行政情報の公開の観点からも、重要な意義を有する規定である。

【運用方針】

- 1 主な施策とは「戦略」に基づく施策を想定している。
- 2 知事は、議会に報告するとともに、県民に対しても情報公開を積極的に行うこと。